

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

平成 2 7 年第 4 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

平成27年第4回(12月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成27年12月2日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	企画政策監	西啓介
副町長	中口守可	水道事業理事	鵜久森敦
副町長	種村誠之	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸野行男
教 育 長	笠間光弘	しあわせ創造部 理 事	串山京子
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保井太郎	都市整備部理事	家永淳
総 務 部 長	古谷清	都市整備部理事	河合敦巳
財政改革部長	四至本直秀	財政改革部副理事 兼 財 政 課 長	相馬進祐
しあわせ創造部長	古橋重和	しあわせ創造部副理事 兼住民生活課長	波戸元雅一

都市整備部長 木下 研一

都市整備部  
観光交流課長 吉田 一誠

教育次長 廣田 節子

危機管理監 中田 道徳

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸本 保裕

議会事務局課長代理 増田 明

○会 期

平成27年12月1日から12月22日（22日）

○会議録署名議員

9番 奥野 学 10番 出口 実

---

#### 議事日程

- 日程1 議案第79号 平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件
- 日程2 議案第80号 平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件
- 日程3 議案第81号 平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件
- 日程4 議案第82号 平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）
- 日程5 議案第83号 平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件
- 日程6 議案第84号 岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件
- 日程7 議案第85号 阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件
- 日程8 議案第86号 阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件
- 日程9 議案第87号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件
- 日程10 議案第88号 損害賠償の額の決定及び和解の件

- 日程 1 1 議案第 8 9 号 岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する件
- 日程 1 2 議案第 9 0 号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件
- 日程 1 3 議案第 9 1 号 岬町税条例等の一部を改正する件
- 日程 1 4 議案第 9 2 号 岬町立保育所条例の一部を改正する件
- 日程 1 5 議案第 9 3 号 岬町国民健康保険条例及び岬町介護保険条例の一部を改正する件
- 日程 1 6 議案第 9 4 号 岬町営住宅条例の一部を改正する件
- 日程 1 7 議案第 9 5 号 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第4回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名、全員でございます。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程1、議案第79号「平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程1、議案第79号、平成27年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件につきまして、概要をご説明いたします。

内閣府が先日発表いたしました、ことし7月期から9月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質GDPは年率換算で0.8%の減少となっております。

GDPの6割を占める個人消費が前期からプラスに転じたものの、中国や新興国などの海外経済の先行き懸念から企業の設備投資が大幅に減少したことがその原因で2期連続のマイナス成長となったことで、景気回復の足踏みが鈍っていることが鮮明となりました。政府はこの結果を受け、今年度の補正予算案に景気を下支えする景気対策を盛り込む方針をかためたとの報道がなされております。

また、来年の通常国会は例年の1月後半から大幅に前倒しして召集し、補正予算の早期成立を目指す方針であると報じられております。

こうした状況は地方公共団体の財政にも影響が及ぼすことから、引き続き、これらの動向を注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましては歳入面では地価の下落、人口の減少等のさまざまな要因により、引き続き厳しい状況にあります。

また、歳出面では公債費などの義務的経費が財政を大きく圧迫しており、依然として厳しい財政運営を余儀なくされております。

今般の補正予算につきましては、職員の人事異動や職員給与費の減額措置等に伴う人件費の調整に加え、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ歳入歳出7,087万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,405万3,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきまして説明いたします。

1ページの第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては10ページから13ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税につきましては、路線バス車両購入経費に係る算入相当額といたしまして特別交付税3,394万7,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、918万6,000円を減額計上いたしております。主な内容として、(仮称)町道海岸連絡線整備事業や町道舗装修繕事業などに充当するための社会資本整備総合交付金(道路整備等)7,220万8,000円を減額計上する一方、地域の活性化、地方創生を図るための地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型の上乗せ分として1,867万7,000円を増額計上するものでございます。

府支出金につきましては、1,015万円を計上いたしております。主な内容として、国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴う国民健康保険基盤安定負担金453万7,000円。障害者居宅介護などの給付の増加に伴います障害者自立支援給付費負担金748万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、太陽光発電事業者から岬ゆめ・みらい寄附金120万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして財政調整基金繰入金5,904万9,000円を減額計上いたすものでございます。

繰越金につきましては、平成26年度決算の確定に伴いまして、前年度繰越金1億3,563万5,000円を計上いたしております。

3ページをご参照願います。

諸収入につきましては、9,438万5,000円を減額計上いたしております。主な内容として、後期高齢者医療広域連合負担金(医療費定率)に係る平成26年度の精算に伴う返還金2,351万3,000円を増額計上する一方、平成26年度決算の確定に伴い繰越金に振りかえを行うため、職員の退職手当等の分割支給に係る退職手当繰越金1億1,789万8,

000円を減額計上するものでございます。

町債につきましては、5,256万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、美化センター内のごみ焼却炉を改修するためのごみ処理施設整備事業債5,910万円を増額計上する一方、(仮称)町道海岸連絡線整備事業や町道舗装修繕事業などに充当するための町道整備事業債5,320万円を減額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。

4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、14ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算につきましては、先ほど説明いたしました職員の人事異動や職員給与費の減額措置等に伴います給与、職員手当等、共済費に係る予算について必要な調整を行っております。

議会費につきましては251万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか議員報酬、議員期末手当を合わせて194万3,000円を減額計上いたしております。

総務費につきましては、378万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、地域の活性化のためのスポーツツーリズムや民間企業社宅ストック活用計画の策定、周遊パンフレット、観光案内標識の作成などに係る地方創生総合戦略事業費を合計で1,896万7,000円。公職選挙法の改正に伴い、選挙権年齢が18歳以上に改められたことに伴う名簿調製システム改修委託料85万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、4,087万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか障害者(児)居宅介護給付費などに係る扶助費を合計で3,152万1,000円。国民健康保険の基盤安定や職員給与費等に係る国民健康保険特別会計繰出金、合計で2,407万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、8,541万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、美化センターごみ焼却炉内の耐火構造物の劣化に伴う改修工事7,888万4,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、職員給与費180万1,000円を減額計上いたしております。

5ページをご参照願います。

商工費につきましては、85万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員給与費のほか、平成28年度オープンに向け、現在、建設中の(仮称)深日港観光案内所に

係る情報ネットワークシステム工事や、初年度備品等合計で329万7,000円を計上いたしております。

土木費につきましては、6,782万7,000円を減額計上いたしております。主な内容としたしましては、職員給与費のほか、(仮称)町道海岸連絡線整備事業や町道舗装修繕事業などの道路維持費全体で1億2,951万6,000円を減額計上する一方、現在の路線バス運行事業者の撤退に伴う、新たな路線バス車両購入費の4,209万2,000円を計上するものでございます。

教育費につきましては、186万4,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、職員給与費のほか、淡輪・深日小学校の天井はりのモルタル落下対策に係る非構造部材耐震化工事1,400万7,000円を計上するものでございます。

災害復旧費につきましては、1,072万8,000円を計上いたしております。去る7月上旬に発生いたしました台風11号により、本町におきましては道路や河川といった公共土木施設に被害が生じており、これらの復旧に要する経費を計上するものでございます。主な内容としたしましては、町道西畑線に係る災害復旧工事122万4,000円、深日地区の朝日川に係る災害復旧工事900万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、太陽光発電事業者からの指定寄附120万円を岬ゆめ・みらい基金に積み立てを行うものでございます。

続いて、7ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。

歳入予算における町債の計上に伴い、ごみ焼却施設整備事業のほか、1事業を新たに追加するとともに、町道整備事業のほか2事業につきまして限度額の変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。



質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 補正予算の分で説明をいただいた中で、私はこの予算の所管委員ではないので、この場をお借りして大綱的質疑をしたいと思います。

町債の部分で、先ほど説明があったとおり、この予算書12ページですか、町債の衛生費の部分でごみ処理施設の部分ですけれども、事業費で5,900万円ほど。これはどういう、大体わかるんですけども、中身的にはどういう事情で町債を組んでまで事業せざるを得んのか、その説明をまず、概略的に説明を求めたいと思います。

○道工晴久議長 これは厚生委員会で。

○田島乾正議員 すみません、ちょっと勘違いしてまして。申しわけない、所属してますので、これはまた委員会でお聞きします。

土木費の中で、町道墓地線の部分についてちょっとお聞きしたいんですけども、これは深日の墓地に行くまでの町道と思うんですけども、その町道の部分、これ説明を事業委員会の資料で確認したら、10ページのところで、深日小学校の直近のところの町道を拡幅すると思うんですけども、今のところ、設計、その部分に入ってるんですけど、用地買収もするのかなということ。中身的なことを担当委員会では聞けませんので、この場をお借りして、どういう事業で、どういう目的でこういう事業に入ったのか、これをちょっとお聞きしたいと思いますので。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず1点目の、どういう事業であるかということでございますが、この事業につきましては、深日小学校と深日保育所の併設に伴いまして、小学校の工事をことし発注していく予定となっております。

それに伴いまして、園児の送り迎えなり、児童の通学等の利用が出てきますので、その辺の安全を確保する上で歩道を整備するものでございまして、基本的に約2メートルほど現道よりも広がる形になりまして、その設計を補正させていただいているのと、あと歩道部分、拡幅する部分について用地買収が生じてきますので、関係委託料を補正計上させていただいている状況でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 これは地元の子どもたちが通学するため、やむを得ず危険回避という目的で町道を拡幅する理由が今わかったんですけども、これは裏口の通用口になりますね。この裏口の通用口よりも、やはり通学は正門から入るべきと思うんですよね、私から見ればね。

100人、200人の児童が通るので歩道拡幅、それは理由わかります。大体わかっている範囲で、10本の指に入らない数の生徒が通るんですね。そのために歩道をわざわざつくるより、高架橋のところから正門に入れば良いと思うんですけども。ただ、お母さんが送迎のために車両を使って、そこを利用するのであれば、それはいたし方ない。しかし、その車両で送迎するんやったら、歩道は要らないと思うんです。結局、現状のあれでいけるんですね。

ですから、なぜ、それは原課のほうが考えていたのか、それとも、保護者のほうからの要望があつて、やはり他の所管からの申し入れでつくるのか、その中身がわかりませんので、はっきり言って、何名の生徒が歩道を利用されるんですかな、その部分。従来は正門で通ってるんですけども。ここをちょっと、保育所関係と教育委員会とはちょっと重複すると思うんですけども、そこをちょっと、原課がわかいたら。

あと、どうしてもそこに歩道をつくらないかんという要望があつたのか、それとも原課で考えたのか、それとも他の課で要請があつてつくるのか。そして、つくるに当たって歩道をつくるだけのメリットがあるのかという。

これ、やはり財政厳しい折に用地買収してこの部分をつくるというのは、どうも私といたら納得しかねることがあるので、説明をいただければ賛成しますけどね。その説明してください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

この道路の拡幅の必要性についてでございますが、来年4月から深日保育所が深日小学校のほうに併設がされます。

深日保育所の児童、子どもさんにつきましては保護者の方が送迎をするということになっておりまして、その際、車を使われる保護者の方が非常に多いということがございます。

今の現道であれば、対向等も非常に難しいような状況でございまして、小学校の通学する子どもさんにも安全を確保する必要があるというところで、まず道路を拡幅する必要があるというところからこの事業が予定をされております。

今、木下部長から歩道という言葉が出ましたが、実質的に、一般的な一段上げてつくるような歩道ではなくて、グリーンベルトでやりたいと考えているところでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○道工晴久議長 通行する人数を今、聞いていましたけども、よろしいかな。どれぐらいの方が通行するかというのはわかりますか。

しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 深日保育所につきましては、40名弱の子どもさんが通われております。その子どもさんのほとんどが、まず自転車等で通われている保護者の方もおられますが、そのほとんどが自家用車で送迎をしているというような状況でございまして、道を拡幅することによってスムーズな送迎ができるというように考えているところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今、40名と聞いたんですけど、結局、来春、その統合されてくる保育所、40名もいるんですかな。それ、間違いはないですか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

40名弱というお答えをさせていただきましたけども、詳しい資料、ただいま手持ちにございませんので、確認して、また説明をさせていただきたいと思っております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 また、人数は後で結構ですから、この場で即答いただかなくても結構です。

グリーンベルト的な、そういう歩道をつくる、その部分でしたらいいんですけども、あそこは頻繁に通る通過道路じゃないんですね、私も小さい自分からあそこを通っているんですけども。私の健康の散歩道になってるんですけども。

恐らく、国道から入るとしたら岬石油の信号機で制御されている、あその道路が住宅地に上がる部分で、かなり交通量が多いと思っております。

しかしながら、現在、こういう提案されている道路等については本当に1日、自転車が何台通るか。通るんやったら学校教職員の方が駐車場として使ってる。あとは二、三軒くらいのおうちがあつて通っていますけども、そこのおうちも信号機のあるほうへ出るんですよ、岬石油のほうへ。

そやから、今おっしゃってる歩道をつくるという部分については、これはあんまり使ってませんわね。今度は、何かセブンイレブンかどこか知りませんが、店ができて、かなり広がって、見通しがよくなって、より一層交通安全上、確保できたように思うんですけど、まだそれ以上に歩道をこしらえるんですかな。それは、私はどうもおかしいなと思ってるんです。

やはり、40名以上の生徒さんがあれば、正門から入っていただくということはあきませんのかな、裏門通って、道をなぜつukらないかんというような。原課の考えと、そして住民部の考え、ちょっとギャップがあるように思うんですけどね。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 ちょっと補足説明させていただきます。

このことについては、学校の保護者、そして保育所の保護者、関係の方との協議の中で、やはり保育所の子どもたちが裏門から入ることになると、小学校の子どもたちが混雑してしまう。そこへ、乗用車で送り迎え、送迎やっていることもあって、非常に道路では問題があるというご指摘があって、それではグリーンベルト2メートル、歩道並みのグリーンベルトをつくって、信号もあわせて、日ごろ国道は普通の住民の方も道路を横切って通っている危険な状態がありますので、この機会にあそこに信号をつけて、横断歩道も設置したいと。

そういったことから子どもの安全性を考えて、今の道幅ではグリーンベルトを引くのは非常に難しいということから、新たに歩道の幅、約2メートルをグリーンベルトとして安全な歩行、送迎をさせたいということから、保護者との協議の上で、以前、議会の皆さんにも統廃合の中で具体的に全協等で道の問題も、信号の問題も概略の説明はさせていただいたんですけども、具体的に説明させてもらうのはきょうでありますので、多分、ご理解がしにくかったかなと思いますけども、どうしても、やはりグリーンベルトをしないと今の状況で自転車、車等、私を知る限り、あそこで待っている方が国道に出るのに非常に無理をなさっている。そこへ子どもが通るということになると、非常に危険な場所になるんじゃないかなということから、信号及び横断歩道、そして道路の拡幅、道路の拡幅は先ほど申し上げましたとおりグリーンベルトを歩行者の安全ということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今、町長からそういう中身的に説明をいただいたんですね。その裏門や、やはり正門にかわるべき通学路として将来的にそういう活用をしたいという考えが見えてきたわけですね、信号機の設置要望もすると。

そういう説明があったら、私こんな質問しないんですわ。ただ、予算書のこの部分だけだと、何でやと。ここが私ちょっと疑問感じて質問したので、今、町長からそういう大まかな説明していただいて、保護者との協議も終わっていると。そして、将来的には信号機も設置して、そして正門にかわるべき裏門をそういう拡幅して児童の安全のためにということは今、説明いただいたので、それでしたら、私、何も疑義感じませんので、了解いたしました。結構です。

○道工晴久議長 他にございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 総務文教委員会に所属しておりませんので、1点だけ確認させてください。

議案書の15ページ、9の地方創生総合戦略事業費の中の13、委託料ですね。

説明の欄のところにはスポーツツーリズム計画策定委託料300万円、その下の民間企業者宅ストック活用計画策定委託料500万円、この2点についてどういうものか、概略の説明をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 お答えさせていただきます。

今回、地方創生の上乗せ交付事業といたしまして、国のほうで二つの事業が認められたところでございます。

1点がスポーツツーリズムの推進事業ということでございまして、この事業につきましては、スポーツツーリズムと申しますのは、スポーツの観戦とか、スポーツイベントの参加と周辺の観光等を融合させまして、交流人口の拡大や地域経済への波及効果を目指すというような取り組みでございます。

岬町には、海洋センター、潮騒ビバレー、いきいきパークみさきなど、さまざまなスポーツを行える、体験できる施設がございまして、これが町の売りの一つと考えているところでございます。

この資源を活かすことによりまして、スポーツの参加者をふやしたり、宿泊施設と連携してスポーツ合宿やスポーツ大会を誘致したり、また、参加者の町内周遊性を高めることで交流人口の拡大を図り、地域の活性化を図ってまいりたいと考えておりまして、このスポーツツーリズムを進めるに当たって、専門的な立場の方々からご意見を伺う中で、岬町としての取り組みを取りまとめてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の、民間企業の住宅ストックの活用事業につきましては、町内には、現在、使われていない企業の社宅が幾つかございます。この社宅を何とか活用することで、若者層向けの賃貸住宅として転用できる手法を所有企業を始め不動産事業者、金融機関などの意見も伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、実際に必要な経費の算定なども行いまして、提供の可能性等を検討してまいるといような計画づくりを行いたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 同じく地方創生総合戦略事業費の中の、先ほど言われた2種類ですが、これはコンサル会社をお願いしてから、そこで企画されたものを岬町でもむということでしょうか。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 お答えさせていただきます。

この二つの事業につきまして、今回、委託料という形で予算のほうを提出させていただいております。

この計画につきましては、先ほども少し述べさせていただきましたが、スポーツツーリズムにつきましては、専門的な立場を有する方のご意見も伺いながらということで、コンサルがつくったものをそのままするというのではなく、コンサルについてはいろいろの策定に当たっての支援をいただくということで考えておりまして、その中で、各専門分野の立場の方々からのご意見を伺いながら行政のほうでつくってまいるといように考えております。

コンサルのほうには、例えば民間企業の社宅ストックであればリフォームに係る経費とか、それから近隣の市場における住宅事情の状況とか、そういう、我々のほうとしてなかなかタッチできない部分について策定のほうの支援をいただくということで考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 それでは、この300万円と500万円というのが計上されていますけれども、これは〇〇コンサル会社だけではなく、ほかにも事業として使う予定であるということでしょうか。

あと、もう1点、周遊パンフレット作成委託料とありますけれども、これ500万円と上がっています。これは、どれぐらいの枚数をつくる予定だったりとかがありますか。その内訳がもしわかれば教えていただきたいと思います。

○道工晴久議長 企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 お答えさせていただきます。

私のほうからは、委託費の内訳というか、使い方ということで少し説明させていただきたいと思います。

今回、スポーツツーリズムの委託などを行う場合については、できれば具体的な取り組みを行いたいと、今年度中に一つか二つ、具体的な取り組みを行いたいと考えておりますので、単に計画を策定するだけではなくて、事業のほうの推進も行いたいと考えております。

また、民間住宅のほうにつきましては、先ほど述べました計画の策定だけではなくて、実際のリフォームのほうの設計とかの部分についても行いたいと考えておりまして、全てそういう計画づくりだけに使うという考え方ではございません。

○道工晴久議長 松尾議員、観光部分については事業委員会の所管ですから。

○松尾 匡議員 そしたら、結構です。

○道工晴久議長 他にございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 厚生委員会に所属しておりませんので、1点確認させてください。

24ページの中ほど、路線バス車両購入費ということで、過日の全員協議会でお聞きした中では、29人乗りのマイクロバス2台と13人乗りのコンピューターを3台、並びにセダン型のデマンドに使う車が2台の計7台とお聞きしておりますが、この7台で間違いがないのかということと、それと、この7台とも最終日において随意契約というんですか、契約を予定しているのかという2点、お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

予算計上をさせていただいておりますのは、竹原議員ご指摘のとおり、マイクロバスが2台、コンピューター型が3台、そしてワゴンタイプが2台の計7台でございます。

そして、この最終日に全件7台とも議決になるのかというところでございます。過日の全員協議会でもご説明をさせていただきましたけれども、デマンド型という提案もございまして、現在、運行計画案の中ではデマンド型を基本というように考えております。

ただ、そのデマンド型を導入するにしましもしないにしろ、いろいろな課題がこの間も全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。

それらの意見を集約をしまして、早急に運行形態を定めて、それによってバスの台数を定めていきたいと考えているところでございます。

また、デマンド型についてはタクシーを利用するという案もございまして、その辺を今、早急にコスト面も含めて詰めているところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの答弁におきましては、7台で間違いがないということと、7台とも随意契約ということなのですが、できれば、入札という形が普通じゃないかと思う中、7台とも随意契約にしなければならなかった理由というのがあるのかな、このように思いますが、その理由というのはここで披瀝できますでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 バスの購入につきましては、過日の全員協議会でも少しご説明をさせていただきましたが、バスの納入には非常に時間がかかります。

そして、まだそこにステップであるとか降車ボタン、それらの改造にも時間を要するというと

ころでございます。

そして、現在、前にも申しましたとおり、発注のタイミングとしてぎりぎりの状況まで来ているというところでございます。

○竹原伸晃議員 7台ともですか。

○古橋しあわせ創造部長 はい。

要は、3月末といいますより、3月の中旬ぐらいまでに納入できるところが限られてきているというのが実態でございます。

それに伴いまして入札をするというのは時間的に余裕がなく、また納車のできるというところについても限られてくるというところから随意契約をしたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 この点に関しましては、私は車屋ではありますが指名入札業者ではないので、できたら車種によって異なるのかなと、意見だけ述べておきます。

確かにマイクロバスでしたら時間的に難しいとは思いますが、その他はどうかな。意見だけ述べさせてもらっておきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議案書の23ページ、道路維持費についてお尋ねします。

(仮称)町道海岸連絡線にかかわって予算が幾つかありますけれども、現時点で作業状況はどのあたりまで進んでいるか確認させていただきたいと思います。

事業委員会の資料によりますと、現段階では設計については詳細設計の途中であるのかなというようにお見受けしますが、設計の状況。

それから、用地取得にかかわって、境界確定、用地測量、物件調査の時期のようでありますけれども、用地の買収状況についてもお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

事業説明会を8月末に開催して以降、現場等の立会をお願いする形で各戸に事業の内容等を説明し、10月26日から境界等の立会を行っていただきまして、少しは残っているんですけども、ほぼ境界の立会を終えた状況で、現在、立会していただいた状況の測量を進めてございまして、境界確定図の作成中となっております。

これができ上がりますと、地権者の方にご同意をいただく業務を進めてまいる予定となっております。



ざいます。

設計の状況でございますが、南海との協議もほぼ終えておる状況でございますが、まだ若干残っている状況となっております。

用地買収にかかる準備につきましては今年度中に終えて、来年度から実施する考えです。今回、減額補正をさせていただいているのですが、関係者がかなり多いものですから、相続の関係など、その辺の整理でかなり時間がかかりまして、減額補正になったのですが、皆さんの協力を得て今後、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 減額の理由がよくわからないんですけども、また、委員会を傍聴させていただいて確認をさせていただきたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようでございますので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程2、議案第80号「平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程2、議案第80号、平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、職員の人事異動や職員給与費の減額措置等に伴う人件費の調整、増加が見込まれます医療費の増額及び低所得者にかかる保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金について編成をいたしております。

議案書の1ページをごらんください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,271万

3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億102万9,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては5ページ以降に記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

歳入といたしましては、国民健康保険料といたしまして971万1,000円を計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金といたしまして、医療費の増加に伴う療養給付費負担金として1,854万3,000円、また国庫補助金につきましても、医療費の増加に伴い普通調整交付金547万7,000円を増額計上するとともに、次の府支出金におきましても、同様に普通調整交付金426万円を増額計上いたしております。

次に、繰入金といたしまして、他会計繰入金2,407万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、低所得者にかかる保険料の政令軽減に伴い、保険基盤安定繰入金軽減分として315万2,000円を減額、また、同じく支援分につきましては2,760万3,000円を増額するとともに、職員の人事異動や職員給与費の減額措置等に伴う人件費の調整に伴い37万6,000円を減額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度繰越金1,064万7,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書は3ページを、詳細につきましては7ページをあわせてごらんください。

総務費、総務管理費につきましては職員の人事異動や職員給与費の減額措置等に伴う人件費の調整として37万6,000円を減額いたしております。

次に、保険給付費、療養諸費につきましては、医療費の増加が見込まれることから、一般被保険者療養給付費6,490万6,000円、一般被保険者療養費115万4,000円をそれぞれ増額するとともに、高額療養費につきましても702万9,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思

ます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程3、議案第81号「平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程3、議案第81号、平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により納付額が確定されたことに伴う増額によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ282万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ6億3,243万7,000円とするものでございます。

まず、歳入といたしまして2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金といたしまして、職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により納付額が確定されたことに伴う増額により282万8,000円の増額を行い、2億8,054万3,000円とするものです。

次に、歳出といたしまして、同じく2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5

ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費、下水道総務費につきましては、歳入でご説明いたしましたように、職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により納付額が確定されたことに伴う増額により、2,944万1,000円の増額を行い1億533万2,000円とするものです。

事業費、下水道事業費につきましては、職員の給料等の減額により11万3,000円の減額を行い、9,714万円とするものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程4、議案第82号「平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程4、議案第82号、平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算は、職員の人事異動や職員給与費の減額措置等に伴う人件費の調整及び介護サービ

スの見込量に基づく介護給付費等の調整にかかる経費について計上いたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ641万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億938万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては5ページ以降に記載をいたしておりますので、あわせてごらんください。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第2号被保険者保険料として192万6,000円を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金につきましては介護給付費の減少に伴い、介護給付費負担金473万円を減額計上いたしております。

また、国庫補助金につきましては、45万8,000円を減額計上いたしております。内容としていたしましては、介護給付費の減少に伴う調整交付金の減額45万円、地域支援事業費における人件費の減額に伴い地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業を8,000円減額計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては、介護給付費の減少に伴い介護給付費交付金246万3,000円を減額計上いたしております。

府支出金、府負担金につきましては、介護給付費負担金186万9,000円を計上いたしております。府補助金につきましては、地域支援事業費における人件費の減額に伴い地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業を4,000円減額計上いたしております。

なお、これらの歳入予算につきましては歳出予算において計上いたしております保険給付費及び地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては129万6,000円を計上いたしております。内容としていたしましては、介護給付費の減額に伴う介護給付費繰入金の110万1,000円及び地域支援事業費における人件費の減額に伴う地域支援事業繰入金、包括的支援事業、任意事業4,000円をそれぞれ減額するとともに、総務費における人件費の調整に伴う職員給与費等繰入金として240万1,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ以降に記載をいたし

ておりますので、あわせてごらんください。

まず、総務費、総務管理費につきましては、職員の人事異動や職員給与費の減額措置等に伴う人件費の調整として240万1,000円を増額するものでございます。

次に、保険給付費につきましては、それぞれのサービスにおける介護給付費等に基づき調整をするもので、まず介護サービス等諸費につきましては2,070万円を減額計上いたしております。内容につきましては、減少が見込まれる居宅介護サービス給付費について7,000万円を減額するとともに、増加が見込まれる施設介護給付費を4,930万円増額計上いたしております。

また、介護予防サービス等諸費につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費として40万4,000円、特定入所者介護サービス等諸費につきましては、特定入所者介護サービス費1,010万円、高額医療合算介護サービス等費につきましては、高額医療介護合算介護サービス費として140万円をそれぞれ増額計上いたしております。

次に、地域支援事業、包括的支援事業、任意事業費につきましては職員の人事異動、また職員給与費の減額措置等に伴う人件費の調整として2万1,000円を減額補正をするものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程5、議案第83号「平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程5、議案第83号、平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、人事異動等にかかる給与費等の調整及び本町が独自に給与カットしております減額分の反映並びに水道管の漏水によるガス管破損事故に伴う損害賠償金によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては3ページから6ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的収入の水道事業収益のうち、営業収益について3万3,000円の増額、営業外収益について8,000円の減額であります。内訳としましては、職員厚生費負担額を増減調整するものです。

次に、特別利益として924万8,000円を増額するもので、水道管の漏水によるガス管破損事故に伴う保険金収入でございます。

続きまして、収益的支出では水道事業費用のうち営業費用について91万8,000円の減額であります。内訳としましては、職員の給与費等を減額するものです。

次に、特別損失について、929万8,000円を増額するものです。水道管漏水によるガス管破損事故に伴う大阪ガスへの損害賠償金でございます。

次に、第3条の資本的収入ですが、資本的収入のうち雑収益について2万5,000円の減額をするものです。内訳としましては、職員厚生費負担額を減額するものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額並びに過年度分損益勘定留保資金からの補填額を1億7,345万5,000円から1億7,348万円に改めるものです。

第4条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めており、今回の収益的支出及び資本的支出における職員給与費の総額を4,492万9,000円から4,395万9,000

円に改めるものでございます。

以上、平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成27年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程6、議案第84号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程6、議案第84号、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

淡輪老人福祉センターの管理業務につきましては、岬町淡輪長生会を指定管理者として指定をしているところですが、指定期間が平成28年3月31日をもって終了することに伴い、4月から引き続き岬町淡輪長生会を指定管理者として指定をするもので、指定を行わせる施設は岬町淡



輪老人福祉センター、所在地は岬町淡輪4518番地の1、指定管理者は岬町深日2000番地の1、岬町淡輪長生会、代表は会長 多田隆夫。

なお、住所につきましては、長生会の事務局は高齢福祉課が担っておりまして、長生会関係の文書など対外的には本住所を使用していることから、役場の住所としているものでございます。

指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

指定管理者の選定につきましては、岬町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例において、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときには公募によらない候補者を選定することができる」と規定しております第5条を適用をいたしております。

現在、淡輪老人福祉センターは老人福祉法に基づく老人福祉施設であり、地域の高齢者に対して健康の増進、教養の向上やレクリエーション等を行うことを目的とされております。

また、高齢化に伴い、介護予防拠点としても位置づけられており、現在、各種のクラブ活動や各種趣味活動のほか、介護予防を目的とした各種教室を行っております。

このことから、地域の高齢者で組織され、活発な活動を行っておられる淡輪長生会が運営管理することが最も設置目的の達成や地域の人材活用が期待でき、また、これまでの指定管理者としての運営管理実績から業務に精通しているということも考慮し、淡輪長生会が指定管理者として最も適していると考えことから指定をしたものでございます。

以上が岬町淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 1点確認させていただきたいことがございます。

この建物なのですが、私もよく知っておりますが、かなり老朽化が進んでおると見受けられます。

その中で、改修しなければならないことが多々、細かいところから大きいところまでと思

うんですけれども、大体、指定管理ということになりますと、10万円以下は自分たちで直して、それ以上は役所持ちだということになるのかな、そのように理解しているのですが、そうではなく、もう1円から役場がお持ちなのか、もしくは100万円以上は役場がお持ちなのか、そういう基準がありましたら教えていただきたいなと思います。

以上、1点お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

維持修繕のリスク負担のご質問とっております。

この淡輪老人福祉センターにつきましては、議員ご指摘のように老朽化も進んでおりますし、痛みが激しい部分もございまして、何らかの修繕は出てくるかなと思っております。

指定管理料を計算する上におきまして、維持補修費につきましては約10万円程度を見込んだ形で指定管理料を積算をいたしております。ただ、ものによっては、1件で10万円を超してしまうというようなものもございまして、去年でしたか、補正予算等で計上させていただきましたが、利用される方がお年寄りということでスロープなども町のほうで設置をしたという経緯もございまして。

したがいまして、電球の取りかえなど、そういう軽微な部分につきましてはこの指定管理の中で行っていただきますが、少し金額の張るようなもの、また大がかりなものにつきましては、その都度、協議を行ってリスク負担を定めているところでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようでございますので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程7、議案第85号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更」

関する協議の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、串山京子君。

○串山しあわせ創造部理事 日程7、議案第85号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約を変更することについて、地方自治法第252条の7、第2項の規定により関係市と協議するにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2、第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、同規約のうち、認定審査会の庶務を平成28年度より泉南市から阪南市に変更することについて阪南市及び泉南市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、変更内容についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

変更する事項といたしましては、第5条から第12条中に規定されている市長町長名等について、審査会の庶務を阪南市から泉南市に変更するに伴い、阪南市長を泉南市長に、泉南市長を阪南市長に、泉南市を阪南市に、阪南市を泉南市に、阪南市議会を泉南市議会にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則第4項につきましては、平成28年度からは庶務担当である泉南市条例を適用することになることから、新たな告示番号に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この規約の施行日を平成28年4月1日と定めております。

なお、同審査会の庶務につきましては、阪南市、泉南市、岬町の順で3年間の輪番制で担当することとなっております。平成28年度から平成30年度が泉南市、平成31年度から平成33年度までの3年間は岬町が担当することとなっております。

以上が、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程8、議案第86号「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、串山京子君。

○串山しあわせ創造部理事 日程8、議案第86号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件についてご説明いたします。

本件につきましては、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更することについて、地方自治法第252条の7、第2項の規定により関係市と協議するにつき、同法同条第3項において準用する同法第252条の2の2、第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、同規約のうち、認定審査会の庶務を平成28年度より阪南市から泉南市に変更することについて、関係市であります阪南市及び泉南市と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、変更内容についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

変更する事項といたしましては、第5条から第12条中に規定されている市長町長名等について、審査会の庶務を阪南市から泉南市に変更するに伴い、阪南市長を泉南市長に、泉南市長を阪南市長に、泉南市を阪南市に、阪南市を泉南市に、また、阪南市議会を泉南市議会にそれぞれ改

めるものでございます。

また、平成28年度からは庶務担当である泉南市条例を適用することを定めている附則第3項中、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約を、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この規約の施行日を平成28年4月1日と定めております。

なお、同審査会の庶務につきましては、介護保険認定審査会と同様、阪南市、泉南市、岬町の順で3年間の輪番制で担当することとなっております。平成28年度から平成30年度が泉南市、平成31年度から平成33年度までの3年間は岬町が担当することとなっております。

以上が、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程9、議案第87号「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 日程9、議案第87号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件についてご説明いたします。

大阪広域水道企業団と四條畷市、太子町及び千早赤阪村の三つの市町村との間におきまして平成26年4月より水道事業の統合に向けて検討協議が進められておりましたが、今般、その統合案が取りまとまりましたので、その統合のため、地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、四條畷市、太子町、千早赤阪村にかかる水道事業の経営に関する事務を追加すること及び、これに伴う大阪広域水道企業団規約の変更について関係市町村と協議するにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。

議案書の裏面及び新旧対照表をあわせてごらんください。

第2条では、別表を別表第1に改めております。

第3条では、第4号中前3号を前各号に改め、第4号を第5号、第3号を第4号、第2号を第3号に改めるとともに、第1号の次に第2号、別表第2条に掲げる地方公共団体にかかる水道事業の経営に関する事務を加えております。

第5条では、第1項中30人を33人に改めております。

次に、別表を別表第1とし、同表の次に別表第2を加えております。

次に、附則としまして、この規約は平成29年4月1日から施行するとしたものでございます。以上が概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 事業委員会に付託されますので、この場をお借りしてちょっと確認だけしておきます。

余り水道企業団という名称自体がなじんでないので、当町はそういう水道事業あります。そし

て、大阪府の広域の部分ですけども、この文章の文言の中で、今回30名のところを33名とか入ってるんですけど、この企業団の企業数は何団体あるのか。その全体の企業団は何団体あるか、まず、それをちょっとご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 お答えします。

企業団に属しております団体は42市町村でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 42、これは大阪市も入っての話と思うんですけども。

○鶴久森水道事業理事 入っておりません。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 42市町村、そしたら、今、30を33企業団議員に入るわけですね。これ、引き算したら、議員団に入らない市町村も出てくるわけですね。

出てきた場合、広域水道事業の第3条の部分の事務に関することについて発言できないんじゃないのかと。

例えば、42企業団ある中で、33名の企業団議員選出と、定数がね。これじゃ、引き算したらどうも各自治体の代表議員が数足らんようになってきますわね。

ということは、結局、岬町の水道事業について、いろんなことを発言できないですわな。どなたかに依頼せないかんですね。

こんな大事な、こういう会計的ないろんな水道事業について、よその市町村の議員団に岬町の実態をお願いして企業団議会で発言してもらおうというのおかしいと思うんですけども、その点、どうですか。担当としたら、おかしくないですか。

○道工晴久議長 水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 お答えいたします。

企業団の議員定数につきましては、大阪市との統合検討の際、その中間報告の際、定員を30名に増員しております。

今回、四條畷市、太子町、千早赤阪村の統合に伴いまして、この3市町村の議員を今回は3名追加する意見を、発言できる場所を設けるといふ協議になりまして33名に増員したところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 増員はいいことですよ、企業団の広域でくむのに。その企業団議員を何で33名

でとどめておくのかなと。

先ほど42市町村が広域に入ってますよね。あと、企業団議員から外れた自治体は、そしたら、例えば当町の場合は結局、工業用水が泉南市までしか来ていませんよね。それ、当町の場合、欲しいわけですね、今後、企業誘致するに当たっては。

その工業用水を誘致するお願いを協議する部分については、発言する、万が一、岬町が企業団議員から外れていた場合、どなたに頼んだらいいのかというばかな話になってくるので、この点、どうですか。

○道工晴久議長 水道事業理事、鶴久森 敦君。

○鶴久森水道事業理事 お答えいたします。

今回の3団体の統合に伴う3議席の増は、企業団議員定数のあり方について、協議が全ての構成団体から1議席を選出する考え方と、それから現行の定数30人を基本とする考え方があり、意見の一致を見出すことができなかつたときいております。

統合の協議の時期など、時期的な制約を考慮して今回は3議席ふやしていただいておりますが、確かに、昨年度まで本町は議席を持っておりましたが、今回は外れているというところになります。順番制になっておりますので、近隣市町村の議員にお願いをするしかない聞いております。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 ちょっと、補足説明させていただきます。

当時、この水道の企業団設置に当たって、議員定数を何人にするかということで相当議論があったんです。

議員おっしゃるように、各市町1人ずつ入れたらいいんじゃないかという議論もあったんですけども、いろいろと予算、いろんな問題があつて、結局30名とし、それを輪番制とするということで決議をしております。

今回、3名増については、オール大阪でやっ払いこうということで、本来なら大阪市も含めて広域水道企業団の予定であつたのですが、大阪市がいろんな諸事情があつて参加できないということで今日に至っております。

大阪市が参加ということになれば、また議員定数等もふえます。

ただ、今、議員おっしゃっている肝心の市町の意見をどこで言うんだということがあるかと思ひますけれども、首長の会議は今、オール42市町村で行っておりますので、十分各市の首長で意見は、いわば岬町は岬町としての意見は十分私は伝えているつもりでありますので、ご理解を



賜りたいと思います。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 町長の説明のとおりですけど、議員団議員に選出された自治体は、それはいいですわな。自分のところの水道事業の部分についていろんな意見が言える。しかし、今回、不幸にして外れたところはどこに意見を求めたらいいんやということですよ。結局、これはちょっと不公平が生じている広域水道企業団の部分ですね。

42市町村があれば、42名の企業団議員を選出したらいいと思うんですけどね。結局、これははっきり言って外れたところは何カ所のブロックで代表出せという、そういうようなことを聞き及んでいるんですけども、そんな失礼な話ないですよ。

結局、ブロック代表が岬町の分からどっかの分から全部代表で言う議員って、そんなん人の世帯のことまで言えるはずあれへんですよ。そして、水道料金とかいろんな部分にかかわってくる問題ですよ。

ということで、これは言っても仕方ない話ですけども、一応、理事者側として出席するんですよ、企業団の会議にはね。そうしたら、意見だけは言える場があったら言ってくださいよ。岬町の水道事業については岬町独自で水道事業しないといけませんのでね。

はっきり言って、別にそんなものに無理に入らなくても、うちには逢帰ダムという年間府営水が30%以上賄う分量があるのだと。ダムのないところはいたし方ないけど、うちはまだ紀ノ川の隣、隣接やと。何だったら、紀ノ川利水いただきましょかと、そんな汚い大阪府営水要りませんでと、そういう言い方もせんと、やはりなめられたらあきませんので、一つ、それだけは言ってくださいね、今回、外れていますので。

外れている場合は、はっきり岬町は工業用水を誘致したいわけですよ。それは、泉南市は工業用水来ているからいいわ、もういいわと、こんな話で。岬町は欲しいんですよ。企業来ませんよ、やっぱり浄水場では。

ということで、一つこういう組織がおかしいということをお知らせしてもらったんですけど、その意見を反映してくださいよ。それだけ要望しておきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件については会議規則第39条第1項の規定によ

り、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程10、議案第88号「損害賠償の額の決定及び和解の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程10、議案第88号、損害賠償の額の決定及び和解の件についてご説明いたします。

提案の理由といたしましては、水道管の漏水に伴うガス管破損にかかる損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償及び和解の相手は、大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部部長 大川衛氏。

損害賠償額は、929万8,000円でございます。

事故の概要でございますが、平成27年7月8日に、岬町深日994番地100地先の町道におきまして、水道管の漏水によりサンドブラスト現象が生じ、近接しているガス管を破損させるとともに、ガス管内に水道水及び土砂が侵入したものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、水道賠償責任保険と全国町村会総合賠償保険から、免責分5万円を除き補填を受けるものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 また、これ水道の話ですけれども、大阪ガスに対して大変迷惑をかけた、こういう事業ですけれども、確認だけしておきます。

収益が929万8,000円、損益が同じ額ですね。保険で補填するということですけども、保険料はただですか、いくら掛けているんですか、当町としたら。

○道工晴久議長 水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 お答えいたします。

ちょっと手元に今、保険料の資料を持っておりませんので。

○田島乾正議員 後刻で結構です。

○鵜久森水道事業理事 よろしいでしょうか。

なお、先ほど申しましたように、水道の保険と、それから総務で掛けていただいている保険と両方からということになっていますので、両方でお答えさせていただきたいと思います。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ということで、保険に入っているから安心やと。それは安心ですけども、保険会社もやはり営業ですので、保険料はただじゃないと思います。

ということで、保険を掛けるということはお金が必要ということですね。ということで、事故があったら仕方ない話ですけども、まず確認したいのは、老朽管で、横文字、サンドブラスト現象というのは、恐らくガス管を削ったと思うんですけども、横文字の意味がはっきり理解できませんでしたので、大体そうやろうなということで老朽管が破裂して、その破裂したら砂とかいろんなものがガス管に当てて大阪ガスに迷惑かけたということで。

そしたら、岬町はこのような事故が発生した老朽管と同年、人間で言ったら同年の老朽管は延べどのぐらいの距離数を今、うちの水道事業は抱えているんですかね、老朽管の延べ数、町内。

○道工晴久議長 水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 お答えいたします。

水道管がおおむね40年となっておりますので、昭和40年代、昭和50年代に布設されたものほとんどが老朽管。

先日、ちょっと細かい数字ではないんですけど、約7割の水道管が老朽管になっておたと認識しております。

○田島乾正議員 メーター数は。

○道工晴久議長 田島議員、メーター数につきましては、また後刻報告でよろしいですか。資料を持ってないので。

○田島乾正議員 わかりました。

ということで、こういう事故が発生したら、必ずまた同じ水道事業をした年度からいったらかなりの延べ数の老朽管があるということ、やはりそういう水道事業に携わる方はそのぐらいの配慮もしたかなだめと思うんです。

ということで、今後、水道事業は老朽管入れかえにかなりお金が要ると思います。しかしながら、余り無理して事業したら、今度、水道料金にはね返りますので、電気屋さんと一緒に。結局、会社は損せんと電気料金払う使用者に払わせたらいんやという、その考えがあるんですけども、水道の場合はそういうわけにいきませんので、一つ、水がなかったら生活できませんので、鶴久森理事、一度延べ数がどのぐらいあって、本当に緊急にやらないかんとところほどの箇所かということもまた今後の執務でいろいろチェックしていただきますね。事前に悪いところはかえていくという優先順位をつくって、それをお願いしたいと思います。

ということで、大阪ガスに大変迷惑をかけていることについては、本当に遺憾なことで、そして、保険料はただでないということを確認していただいて、そういうことを一つお願いしまして、私の質問を終わります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております損害賠償の額の決定及び和解の件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程11、議案第89号「岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 日程11、議案第89号、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する件についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律（平成25年法律第27号第9条第2項）の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案とあわせて配付をさせていただいております、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定という別刷りの資料をごらんください。

条例制定の背景ですが、平成25年5月31日に交付された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法（本条例におきましては法と略させていただきます）により、住民票を有する全ての方に個人番号が割り振られることとなり、個人番号を利用することで、国、都道府県、市町村など、複数の機関が保有する個人の情報を正確に連携させることができるようになり、情報の連携を行うことで年金や福祉給付金等の申請時に必要な添付書類を削減し、住民の方の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能となります。

国など岬町以外の機関との情報連携は、法に基づき、情報提供ネットワークシステムという仕組みを介して行われますが、町の機関内で個人番号を利用して情報の連携を行うためには、法の規定に基づき条例を制定する必要があるとございます。

個人番号の条例による情報連携のイメージは図のとおりとなります。

裏面ですが、条例制定の基本方針ですが、法第9条第2項では、社会保障、税、災害対策の分野の事務について条例を定めることにより個人番号を独自に利用することができることとされておりますが、現時点では、町独自の事務の中で個人番号の利用を予定していないため、本条例においては法に定める事務の範囲のみ条例で規定し、庁内での情報連携が行えるようにすることといたします。

なお、今後、法に定める独自利用事務の中で、住民の利便性の向上や行政効率化につながると考えられる事務については、随時検討の上、条例を改正し、情報連携事務として追加してまいりたいと考えております。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の裏面をごらんください。

第1条は条例の趣旨を定めるもので、この条例は法第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものと規定しております。

第2条は用語の定義で、本条例の用語の意味を規定しております。

第3条は町の責務で、町は個人番号の利用に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要

な措置を講ずるとともに、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施することを規定しております。

第4条は個人番号の利用範囲で、町及び教育委員会は、法に掲げる事務の範囲内でみずからが保有する特定個人情報を事務処理に必要な限度で利用することができることを規定しております。

ただし、法第19条第7号の規定により、国が設置、管理する情報提供ネットワークシステムを利用できる場合は、庁内での情報連携ではなく、情報提供ネットワークシステムから取得することとします。

附則として、この条例は法の規定により個人番号の利用が始まる平成28年1月1日から施行するものとします。

以上が、岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程12、議案第90号「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 日程12、議案第90号、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる一元化法の施行に伴い、三つの関係条例に所要の改正が生じることから、これらを整理する条例を制定するものであります。

なお、本条例の制定につきましては、お手元の議案書のとおり多岐にわたりますので、本議案書とあわせて配付させていただいております参考資料、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案の概要にて説明申し上げます。

概要版1ページをごらんください。

まず、一番目の趣旨でございます。今回の整理条例の制定の趣旨でございます。

一元化法の施行に伴い、国の年金制度の法令改正に準じて、関係条例の語句の修正を行うものでございます。

一元化法の制定の背景といたしましては、今後の少子高齢化の一層の進展に備え、年金財政の範囲を拡大して、年金制度の安定性を高めるとともに、会社員や公務員を通じ、将来に向けて同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、法的年金全体に対する国民の信頼を高める必要が生じたため、厚生年金制度に共済年金が統合されることとなりました。

平成27年10月から公務員につきましても厚生年金へ加入することになり、共済年金と厚生年金の制度の差につきましては、基本的に厚生年金にそろえて改正されます。

次、二つ目といたしまして、条例改正案の構成です。

今回、制定をお願いする整理条例案の構成につきましては、記載のとおり三つの条例改正が含まれております。

次に、三つ目といたしまして、条例案の概要です。

具体的な条例改正の内容ですが、まず整理条例第1条は、岬町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正です。内容は語句の修正であります。一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合されましたので、当該条例附則第5条第1項及び第2項の保障

年金、休業補償関係の併給調整表において法令にあわせて所用の語句の修正を行うものでございます。

次に、整理条例第2条です。

職員の退職手当に関する条例の一部改正です。一元化法の関係で、地方公務員等共済組合法において、障害等級の定義を定めていた条項が削除され、同様の内容を定める厚生年金保険法からこれらの用語の定義を引用するに当たり、法令にあわせて所要の語句の修正を行うものです。

次に、整理条例第3条は、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正です。同じく一元化法の施行により共済年金が厚生年金に統合されたことにより法令にあわせて所要の語句の修正を行うものです。

また、公務上の災害にかかる年金たる損害補償が支給される場合について、法令の改正にあわせて当該条例第18条の2に規定しております消防団員が高度な危険が予測される箇所での人命救助作業での被災などで、いわゆる特殊公務災害に限り従来の調整率より高い調整率を用いるよう、附則第5条第1項から同条第6項までの改正を行うものです。

本則の改正は以上です。

次に、附則第1項から第6項の説明をさせていただきます。概要版2ページをごらんください。

まず、附則第1項です。条例の施行期日等の規定で、施行日は交付の日から整理条例第1項及び第3条の条例に関しましては一元化法の施行にあわせまして平成27年10月1日から適用としております。

次に、附則第2項です。

岬町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、適用日を境に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償の取り扱いを改正前と改正後の条例の例によるものとしております。

次に、附則第3項です。

一元化法により廃止される共済年金の3階部分、いわゆる職域部分について、適用日前に年金の受給権を有するものや適用日以前の加入期間を有するものに対して、適用日以降においても加入期間に応じた職域部分を支給されること。

また、本給期間にかかる給付につきましても、追加給付を目指している財源とした共済年金として支給されることに対応するための読みかえ規定を設けております。

次に、附則第4項です。

経過措置として、適用日から当該条例の施行日までに改正前の非常勤公務災害補償条例で支払



われた年金たる保障及び休業補償は改正後の非常勤公務災害補償条例により再計算された額の内払いとみなすものでございます。

次に、附則第5項です。

岬町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置として、適用日を境に支給すべき事由を生じた年金たる損害補償及び休業補償の取り扱いを、改正前と改正後の当該条例の例によるものとしています。

次に、附則第6項です。

経過措置として、適用日から本条例の施行日までに改正前の消防団公務災害補償条例で支払われた年金たる損害補償及び休業補償は、改正後の消防団員等公務災害補償条例により再計算された額の内払いとみなすものでございます。

以上が、本整理条例案の内容でございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。

お昼前になっておりますが、もう残りの案件が少のうございますので、引き続き審議をしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 よろしくお願ひします。

---

○道工晴久議長 日程13、議案第91号「岬町税条例等の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程13、議案第91号、岬町税条例等の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に交付され、その一部が平成28年4月1日から施行されることに伴う徴収猶予の規定等の整備及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)が平成27年9月30日に交付されることに伴い、岬町税条例等の一部を改正する条例(平成27年岬町条例第24号)の一部を改正する必要があること並びに住民負担の軽減を図るため固定資産税の超過課税の税率の引き下げを行う必要があることから、税条例等に所要の改正を行うものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、地方税の猶予制度の改正のほか、固定資産税の超過課税の税率の引き下げ、法人のマイナンバーにかかる取り扱いの変更に伴う改正の3点が主な内容となっております。

また、改正事項が多岐にわたっておりますので、本議案書とあわせて配付しております岬町税条例等の一部を改正する条例案の概要により説明いたします。

なお、説明に当たりましては、主な改正内容の要点説明とし、語句の変更など主な改正に付随する所要の改正や改正条項の読み上げ等については省略させていただきます。

それでは、岬町税条例等の一部を改正する条例の概要をごらんください。

第8条から第13条までにつきましては、地方税にかかる地域の実情がさまざまであることを踏まえ、地方税法におきまして徴収猶予の方法や申請など、一定の事項について条例で定めるとする委任条項が設けられたことによる改正でございます。

まず、第8条では、徴収の猶予またはその猶予期間の延長を行う場合の町の徴収金の納付または納入の方法を定めるもので、当該徴収の猶予にかかる本町の徴収金について、期間内の各月ごとの分割納付または納入の額を定め、納付または納入する方法とするものでございます。

次に、第9条では、徴収の猶予、その猶予期間の延長または修正申告等によるものを含む。申

請手続等においては、徴収猶予の申請をしようとするものが町長に提出しなければならない申請書への記載事項及び添付書類について定めたものです。

徴収猶予の申請書へは、徴収金を一時納付、または納入することができない事情の詳細のほか、記載事項についてはここに掲げております1号から6号までの内容を記載しなければならないというように定めております。

また、徴収猶予の申請する場合の提出書類は事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類のほか、ここに掲げております1号から4号に掲げる書類を提出しなければなりません。

また、災害等による徴収の猶予、または徴収期間の延長を行う場合でも、提出が必要な書類についても定めてございます。

2ページをごらんください。

徴収猶予またはその猶予期間の延長にかかる申請書、または添付書類の記載に不備があった場合の訂正期限について、通知を受けた日から20日と定めたものでございます。

次に、第11条の職権による換価の手続等では、徴収猶予及び猶予期間の延長にかかる分割納付、または納付を準用するもので、職権による換価の猶予、または換価の猶予期間を延長する場合については、換価を猶予する期間内、または、その猶予期間を延長する期間内において各月ごとに分割納付または納入をする方法とするものでございます。

また、町長が職権による換価の猶予、または換価の猶予期間を延長する場合において、財産目録、担保の提供に関する書類のほか必要に応じて提供を求める書類を定めたものでございます。

第12条では、申請による換価の猶予申請の手続等について定めたものでございます。

滞納者が本町の徴収金の納期限から換価の猶予を申請することができる期限を6カ月と定めるものでございます。

なお、申請による換価の猶予、または換価の猶予期間を延長する場合についても換価の猶予、または換価の猶予の延長の各月ごとの分割納付または納入の規定を準用するものでございます。

また、申請による換価の猶予、または猶予期間を延長する場合の申請手続等についても徴収猶予の申請手続等の規定を準用するものでございます。

第13条では、担保の徴収をする必要がない場合を定めるもので、この猶予にかかる金額が100万円以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合、または担保を徴することができない特別事情がある場合とするものでございます。

第18条では、条例中の語句の変更を行うものでございます。

続きまして、税条例附則の改正については、附則第22条に第3項を加え、平成28年度以降の年度分の税率について100分の1.5とする改正規定を追加するもので、これにより平成28年度より固定資産税の超過税率を現行の0.2%から0.1%に引き下げるものでございます。

続きまして、岬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する件です。ここでは、平成27年岬町条例第24号の岬町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、本則の第1条における法人のマイナンバーにかかる取り扱いを変更するものです。本町が発行する納付書、納入書に記載を要する事項から法人番号を除く改正でございます。

次に、3ページをごらんください。

先ほどの改正によりまして、法人番号の法的根拠の記載がなくなることから、(2)に掲げております第32条の2、第63条の2、第89条及び第139条の3の四つの条文中の法人番号の法的根拠に係る記載を追加するものでございます。

次に、一部改正条例の附則におきましては、法人のマイナンバーにかかる取り扱いの変更に伴い、施行期日を定めたもののうちから納付書、納入書にかかる部分を削除するものでございます。

以上が岬町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町税条例等の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程14、議案第92号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程14、議案第92号、岬町立保育所条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、深日保育所の深日小学校への併設に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。議案書裏面及び新旧対照表をごらんください。

深日保育所の深日小学校への併設につきましては、平成28年4月の供用開始に向け準備を進めているところであり、条例の改正内容といたしましては、保育所の名称、位置及び定員を定めております第2条の表中、深日保育所の位置を岬町深日2746番地から岬町深日899番地に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例の施行日を平成28年4月1日と定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立保育所条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程15、議案第93号「岬町国民健康保険条例及び岬町介護保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程15、議案第93号、岬町国民健康保険条例及び岬町介護保険条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険料及び介護保険料の減免申請期限の見直しを行うため、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

第1条につきましては、岬町健康保険条例、第2条は岬町介護保険条例を改正するものでございます。

まず、第1条の国民健康保険条例では、第26条第2項において定めております保険料の減免の申請期限を、納期限前7日までから納期限までに改めるものでございます。

次に、第2条の介護保険条例につきましては、国民健康保険条例と同様に、保険料の減免の申請期限を、納期限前7日までから納期限までに改めるとともに、特別徴収にかかる減免の申請期限を削るものでございます。

また、附則といたしまして、この条例の施行日を交付の日からと定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例及び岬町介護保険条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程16、議案第94号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程16、議案第94号、岬町営住宅条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、町営住宅の入居者資格の見直しを図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

地域創生の取り組みの一環として人口減少問題に対応するため、町内だけにとどまらず、近隣の町からも入居できるようにするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。裏面及び新旧対照表をあわせてご参照願います。

岬町営住宅条例の一部を次のように改正いたします。

第5条第1項各号別記以外の部分中、第7号を第6号に改め、同項第4号を削り同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中から第6号までを、及び第5号に改める。第6条第2項中、第6号を第5号に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、この条例は公布の日から施行するものとしてございます。

また、経過措置として、この条例による改正後の岬町営住宅条例第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日（以下施行日という）以後に公募（公募によらない場合は入居以下同じ）する入居者に対し適用し、施行日前に公募した入居者については、なお従前の例によるものとしてございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町営住宅条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

---

○道工晴久議長 日程17、議案第95号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程17、議案第95号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員の川島 至氏が平成27年12月12日をもって任期満了となり、同氏の後任といたしまして松本昭一氏の選任について、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

松本昭一氏は、住所は大阪府泉南郡岬町淡輪1267番地の1、生年月日は昭和20年5月16日生まれ、満70歳です。

経歴等については議案書裏面に記載のとおりであります。

固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し立てがあった場合に、審査決定するために設置された執行機関です。

固定資産評価審査委員会の定数は、地方税法及び岬町税条例の規定により3人で構成されております。



岬町の住民、町税の納税義務者、また固定資産の評価について学識経験を有するものの中から議会の同意を得て、町長が選任するものです。

つきましては、松本昭一氏の選任についてご同意を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第95号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。よって議案第95号は原案のとおり同意することに決定しました。

○道工晴久議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託分の審議について、よろしく願いします。

なお、次の会議は、12月18日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会及び全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後0時17分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年12月2日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 奥 野 学

議 員 出 口 実